

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会（第3回）

議事要旨

日 時：令和4年12月5日（月）13:30～15:00

開催方法：オンライン開催

参 加 者：委員名簿（別紙）参照

議 題：①公正取引委員会による相談対応

②ガイドライン全体の記載

③グリーン社会の実現に向けた今後の公正取引委員会の取組

論点①について

- 相談については、事業者の質問を歓迎した上、解決策を見つける支援があると更に良い。本ガイドラインにおいては、相談について、適法・違法の結論を示すのみならず、問題を解決するためにどのような選択肢がありうるのかについても協議に応じる姿勢をにじみださせるべきではないか。
- 独占禁止法は、公平で公正なマーケットの維持を命題としているところ、本ガイドラインは、脱炭素を目指す取組について、解釈を広げるものであると理解する。その上で、今後は、相談事例を収集し、Q&Aなどを作成するとともに、ガイドラインの確度を高めていくべきと考える。
- 正式な事前相談制度は、公表がされることに抵抗を感じる事業者が少なくないことから、あまり利用されていない実態にあると理解している。現行の相談制度の枠組みを前提にするとやむを得ない面もあるが、本来であれば、正式な事前制度を主軸として据えるのではなく、こうした実態も踏まえた記載の仕方の方が望ましいのではないか。また、相談制度に関して記載するに際しては、事業者が相談しやすい感じが出せるとよい。一つのアイデアであるが、相談が直ちに違反調査につながるといったことはない旨を明記してはどうか。
- 本ガイドラインでは、公正取引委員会として、これまでの相談制度と違うものとする必要があるのではないか。事業者も、法執行に関係しないようなケースについて相談することは、現状を考えるとないのではないか。
- 本ガイドラインに相談について記載することは、流通取引慣行ガイドラインの例もあり、望ましい。正式な事前相談制度は、ビジネスレター制度（ノーアクションレター制度）に近い。すなわち、企業にとっては、法的安定性が強い制度である。他方、企業にとっては、計画の熟度が低い段階で相談したいとのニーズもあると考えられるので、非公式な相談について、計画の熟度が低い段階でも受け付ける旨を明確に記載しておいた方が良いのではないか。

論点②について

- 本ガイドラインの根幹は、GX の実態をどのように捉えるかという問題であり、GX は、価格というよりは、投資の問題である。すなわち、将来の賦課金等を基にグリーンの先行投資を行うことについて、競争政策上どのような配慮が行えるのか、この点について、従来と違う考え方をするのかという問題である。コンビナートのようなインフラを作り直すといったことは、個社の判断ではできない。同一の業界のみならず異なる業界の事業者間で連携が必要の場合もあり、協調して設備のリプレースを行いつつ、合成燃料等を使う設備に新設する際、競争法上違法・適法を明らかにするのが大事である。
- 従来、公正取引委員会は、単独ではできない共同の投資については、競争促進的であるとして、介入しなかった。ただし、それに付随する制限については、目的に対して不必要に競争を制限する場合は問題としてきた。このように、従来のフレームワークを維持したとしても、本ガイドラインにおいて、共同の投資によるインフラ整備については、問題なしと判断できる。
- 独占禁止法の適用除外を設けたとしても、要件を突き詰めていくと結局は競争法の要件と同様の要件を設けることになるを考える。そのため、競争政策でどこまでできるかトライして、限界が明らかになったならば、適用除外を検討する、そのような順番であると考えている。その上で、公正取引委員会には、グリーンの問題に正面から対処する決意表明を行ってほしい。また、消費者余剰を算定する際の固定費の勘案していただきたい。企業結合審査の際、公正取引委員会・当事会社それぞれの経済分析の結果と評価、当事会社の経済分析が採用されなかった場合の理由の開示を行うことで、世界の英知を蓄積してほしい。そうすれば、もし適用除外を設けることが必要であるとなった際にも、その理由付けや海外への説明に際し、日本の財産となる。
- グリーン分野の投資については、競争制限効果のみならず、目的の合理性、手段の相当性を勘案すれば、柔軟な判断が可能である。欧州を中心とする海外における議論でも、理論的には様々な考え方が提示されているものの、結論としては、多くのグリーン分野の投資について、現在の競争法の枠組みを特段変更せずに柔軟な判断を行うことが可能とする意見が多数派と理解する。
- 共同の取組であっても、協調行動が起こらないように情報遮断措置を講じて OEM 供給を行うなど、既存の枠組みの中で工夫の仕方は色々あり得る。本ガイドラインによる独占禁止法上の考え方の明確化と積極的な相談対応はセットであり、丁寧な個別事案への相談対応により、「事業者と伴走する」ような姿勢が重要。
- 企業結合審査においては Counterfactual に基づく検討を行うことがあり、通常は、「現状」が起点となるが、場合によっては「確定的な将来」を起点とすることも可能である。このため、将来の廃棄の問題は、公正取引委員会がどれだけ正確な予測を行えるかという問題であるとも考えられる。ただし、こうした点について新しいことを本ガイドラインに記載すると誤解を招くおそれがある。
- 日本の企業は、法の遵守意識が高い。企業の行動を促進するにはシロと言ってあげる必

要が相当程度ある。本ガイドラインが「グリーン」を標ぼうするかぎり、かかる対応がなければ、満点とはいえない。

- 本ガイドラインは、公正取引委員会がグリーンの取組を推進するために独占禁止法の考え方を整理してくれることが大事であると理解する。グリーンの取組を社会実装する中で、データや知見を収集して、本ガイドラインをブラッシュアップするような在り方が大事である。その上で、今回、どこまで書き込めるか。企業にも、財務的取組のみならず、非財務的取組が求められている。独占禁止法は、市場の公正性を確保するものであるが、事業者のグリーンの取組は、個人的便益ではなく、社会的便益の獲得を目指すものであり、大きく異なっている。また、カーボンプライシングで脱炭素を進めることが企業評価につながるということが大事である。こうした状況を踏まえて、まずは、やってみることが重要。

その上で、企業を性悪説で捉えるものではないが、グリーン・ウォッシュにも配慮する必要がある。

- 指摘のとおり、グリーンの取組であれば、何でも許されるということではいけない。大変革の中、企業も当面は、独占禁止法が大事にしている価値観のどこを変える必要があるのか検証することが必要である。現在は、まだ具体的な事例はあまり出ていない。日本の雇用、産業を守る問題は、これから出てくる。

論点③について

- 本ガイドラインは周知の仕方が重要。公正取引委員会としては、グリーン社会の実現に向けた試みに対し、多くの場合は独占禁止法はブレーキになることはないことを明確に示す必要がある。こうした積極的な情報発信をせずに本ガイドラインを公表した場合、企業によっては、新たな規制ができたなどと誤解し、事業者の正当な試みが委縮することになりかねない。

また、本ガイドラインがなぜ今求められているのかという点も併せて発信すべきである。現在は黎明期であり、グリーンの取組はこれから一気に増えてくる可能性がある。今般どのようなニーズに基づいて本ガイドラインを策定したのかという点（いわゆる「立法事実」のようなもの）があれば、本ガイドラインへの理解が得られやすくなる。

- 政府全体の取組としては、経済産業省などの他省庁から公正取引委員会に情報を提供するという連携を行いつつ、最終判断は、公正取引委員会が行うというスキームが望ましい。競争上の問題については、公正取引委員会を中心として政府全体で難局を乗り切りたい。
- 競争政策と投資の関係については、経済学的には未だ解明されていないところがある。GXについて、学びのプロセスを競争政策に取り入れられるのか。本ガイドラインでは、前向きにGXを進める姿勢が伝われば良い。
- グリーンについては、学習過程であろう。本件についても、今後、事前相談に企業がどれだけ来てくれるか。熟度の低いケースについても、十分事例が集まらなければ、学習が働かない。学習過程は、国内企業との対話が大事である。海外については、その動きを追

うのみならず、我々が海外に発信することが大事である。

以上

（文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。）

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会
委員名簿

大内 政太	日本製鉄株式会社 常務執行役員
大橋 弘	東京大学公共政策大学院教授・副学長
座長 岡田 羊祐	一橋大学大学院経済学研究科教授
川濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
河野 康子	(一財)日本消費者協会 理事
高宮 雄介	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
柳 武史	一橋大学大学院法学研究科准教授

(五十音順、敬称略、役職は令和4年10月現在)